

民事訴訟手続の デジタル化

全面 施行

令和8年5月21日

令和8年5月21日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行されることにより、民事訴訟手続の全面的なデジタル化が開始されます。



● インターネットを利用した申立て等

- ・訴えの提起、資料の提出などがオンラインで可能に
- ※申立手数料は原則として電子納付
- ・裁判所からの送達もオンラインに

委任を受けた
弁護士等は義務化！

● 事件記録の電子化

- ・当事者等はオンラインで事件記録にアクセスし、閲覧等が可能に

● ウェブ会議等の活用 (R5.3.1以降順次施行済み)

● 法定審理期間訴訟手続の創設



令和8年5月21日に 民事訴訟手続の全面的なデジタル化が実現



民事訴訟手続とは・・・
法廷での口頭弁論、判決による最終的な
紛争解決のための手続

※今回施行される手続は、施行日後に提起された事件が対象になります。
施行日時点ですでに訴えが提起されていた事件については、基本的には
これまでの手続が適用されます。

具体的には、以下のような手続が開始されます（一部はすでに施行済み）。

●インターネットを利用した申立て等（訴えの提起、資料の提出等）

- ▶ 裁判所に対する訴えの提起や資料の提出等がオンラインで可能に
- ※ 申立手数料等の納付は、原則としてPay-easyによる電子納付に
- ▶ オンラインでの送達を利用する届出をすることで、
裁判所からのオンライン送達が可能に

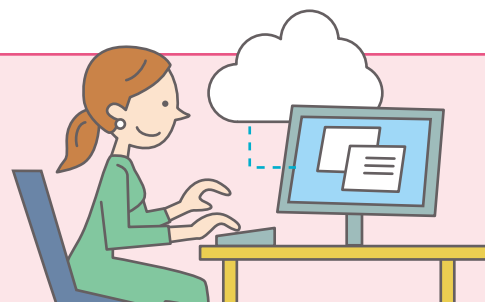


委任を受けた弁護士等の訴訟代理人は、インターネットを利用した
申立て等や、オンラインでの送達を利用する届出が義務化



●事件記録の電子化

- ▶ 事件記録は、原則として、電子データで保管されます。
- ▶ 判決書や調書も電子データで作成・管理されます。
- ▶ 当事者等は、オンラインで事件記録にアクセスし、
閲覧やダウンロードが可能に



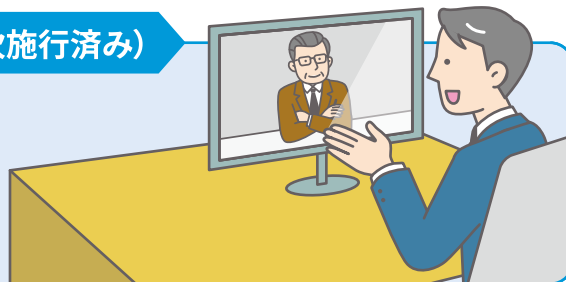
●裁判所間のオンライン情報連携（正本等の提出の省略）

- ▶ 裁判所間でオンラインで情報を連携することにより、
民事執行を申し立てる際に民事訴訟の判決書等の正本等を
提出することが不要に



●ウェブ会議等の活用(令和5年3月1日より順次施行済み)

- ▶口頭弁論、準備手続、和解期日等をウェブ会議(映像と音声付きの通信)等で行うことができ、当事者は裁判所に実際に出頭しなくても裁判への参加が可能に



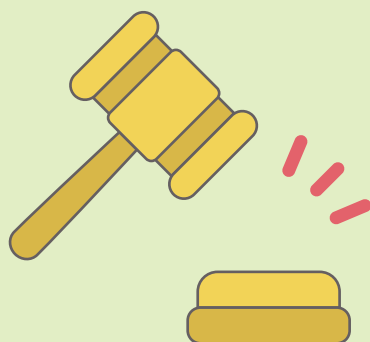
< その他の民事裁判手続のデジタル化 >

民事訴訟以外の民事裁判手続についても、令和10年6月までに、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が全面施行されることにより、インターネットを利用した申立て等が可能になり、事件記録が電子化されます。なお、ウェブ会議等の活用については、民事執行や倒産手続において、今回の民事訴訟手続のデジタル化の全面施行にあわせて可能になります。(人事訴訟や家事調停についてはすでにウェブ会議等が利用可能です。)

民事訴訟以外の民事裁判手続には以下のようなものがあります。

民事執行	債権回収のための財産の差押えなどの手続
倒産手続	債務超過等に至った債務者の財産を清算する破産手続や、債務者の再生計画を定める再生手続など
人事訴訟	離婚や認知などの夫婦や親子等の関係についての紛争を解決する訴訟手続
家事事件	離婚や相続などの家庭の問題に関する審判事件・調停事件

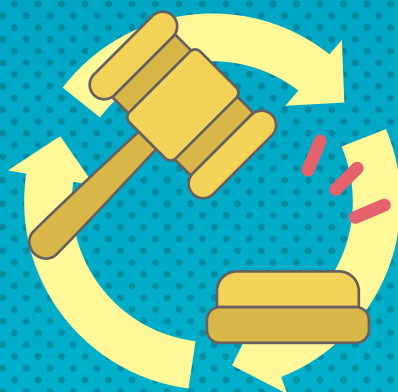
など



◎法定審理期間訴訟手続の創設

民事訴訟手続のデジタル化の全面施行にあわせて、訴訟手続の利用を促進するための新たな制度として、法定審理期間訴訟手続が創設されます。

この手続は、当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件について、手続開始から6か月以内に審理を終結し、そこから1か月以内に判決を言い渡す制度です。



改正の内容については次のホームページをご覧ください。

●「民事訴訟法等の一部を改正する法律について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html



法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111（代）

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp>